



2026年2月17日

各 位

会 社 名 株式会社アクセラースペースホールディングス
代表者名 代表取締役 中村 友哉
(コード番号：402A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 折原 大吾
(TEL. 03-6262-6105)

ストック・オプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

対象者が、株価変動に関わる利害を株主と共有し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社アクセラースペースホールディングス 第11回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者

当社及び当社子会社の従業員（70名）

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当会社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの株式の数

（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当会社において本新株予約権の内容が決議された日（以下「基準日」という。）以降、当会社が当会社普通株式について株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権の総数

7,000 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当たりの価額は、新株予約権の行使により交付（株式の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。以下、株式の交付の記載につき同じ。）を受けることができる当会社普通株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げとする。）とし、発行当初の行使価額は割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする、または新株予約権割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方の金額とする。なお、基準日以降、当会社が当会社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は、小数点第 2 位まで計算し、小数点第 3 位以下を切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

(7) 新株予約権を行使することができる期間

2028年2月28日から2036年2月27日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当会社又は当会社の関連会社の取締役、監査役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が役員の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができる。
- ② ①に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要する。
 - (i) 当会社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から 6 ヶ月が経過していること。
 - (ii) 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当会社の議決権の過半数が保有されたこととなった日から起算して 10 日以内であること。
 - (iii) 当会社が合併（当会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、

株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと

③ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅する。

(i) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

(ii) 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

④ 新株予約権の譲渡及び質入れその他的一切の处分は認めない。

⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本剰余金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が前記(8)①に規定する条件に該当しなくなつたため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記(8)③のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当会社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができる。

特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当会社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合

新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当会社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対

象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）に準じて決定する。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（6）に準じて決定する。

5 新株予約権を行使することができる期間

前記（7）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、前記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（9）に準じて決定する。

7 新株予約権の行使の条件

前記（8）に準じて決定する。

8 新株予約権の取得事由

前記（10）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を割り当てる日

2026年3月9日

(14) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券を発行しないものとする。

以上